

地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(東 海)

都市自治体が厳しい財政状況の中、地域特性や住民ニーズに即応し、個性豊かで魅力と活力に満ちた地域社会を形成し、様々な行政課題に的確に対応していくためには、自らの政策を自らの財源で実施できるよう地方分権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方制度改革の推進について

都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

2. 地方財政の充実強化について

- (1) 厳しい財政状況下においても適時適切な行政サービスを推進するため、物価上昇下における地域経済対策や、行政デジタル化等の国の戦略に基づく施策に対する財政支援を継続・拡充すること。
- (2) 国が行う制度改正等に基づく事業に対する地方の財政負担分については、地方交付税措置ではなく、地方負担が発生しない国庫補助金等の財源補填の仕組みを構築すること。
- (3) 地方の安定的な財政運営のため、地方交付税法で規定する法定率の引上げにより、確実に地方交付税総額を確保し、臨時財政対策債制度の廃止に向け積極的に取り組むこと。
- (4) 依然として高金利の公債費を抱える都市自治体の負担軽減を図るため、平成 19 年度から平成 24 年度までに実施された公的資金補償金免除繰上償還制度を復活するとともに、対象地方債を拡大する等の対象要件を緩和すること。
- (5) ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 固定資産税（償却資産）還付加算金は、納税者の申告誤りに起因する場合であって

も支払わなければならない、正しく申告した納税者との間に不公平が生じ、また都市自治体に過剰な財政負担となっているため、現行制度の課題等を整理し、申告誤りによる場合は還付加算金を付けないなど、早期に制度を見直すこと。

(7) 地方法人税については地方交付税の財源とされているが、法人住民税法人税割の税率引下げにより、都市自治体に取り組む企業誘致の推進等による地方税収入の確保への効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率を引き下げたうえで法人住民税法人税割の税率引上げを図るなど、都市自治体の努力が報われる仕組みを構築すること。また、法人実効税率を引き下げる場合には、必ず安定的な代替財源を確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにすること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

(8) 森林整備及び森林資源の活用に係る事業を一層推進するため、森林環境譲与税の譲与基準について、新たな指標として私有林天然林面積を配分割合に加えるなど、森林整備を真に必要とする森林の多い山間部都市自治体への配分割合を高める見直しを講じること。

3. 所得税及び個人住民税の基礎控除額等の見直しについて

所得税及び個人住民税の基礎控除額等を引き上げる場合は、将来への負担の先送りとならないような制度を構築するとともに、地方自治体の住民サービスが低下することのないように、減少する一般財源相当額を全額国費により補填するなど財政措置を講じること。

4. 地方自治体における人件費増額分に対する財源措置について

人事院の給与勧告に伴う人件費の増加分は、令和7年度の地方交付税で措置されているところであるが、今後もさらなる物価上昇に合わせた人件費の大幅な増額が予想されることから、都市自治体における給与改定への対応が行えるよう十分な財政措置を講じること。

5. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の財源確保について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業を実施しているが、物価や人件費高騰等の影響により国から交付される事務費では不足するなど、都市自治体の負担が大きくなっていることから、給付費だけでなく事務費についても、国の責任において全額負担すること。

6. 過疎対策事業債の予算及び対象事業の拡充について

国地方債計画における過疎対策事業債計画額は着実に増額しているものの、各市町村への配分額は依然として不足していることに加え、物価高騰や人件費の上昇等により厳しい財政運営となっていることから、ハード分、ソフト分を合わせて予算を増額すること。また、防災対策事業、公園整備事業等、現状では過疎対策事業債の対象事業として明文化されていない事業についても財政措置を拡充すること。

7. 戸籍への氏名の振り仮名記載に係る財政措置について

戸籍への氏名の振り仮名法制化に伴う追加業務について、関連システム改修費や全ての市民に対する通知や届出受付などの新たな業務が多く発生することから、戸籍事務が法定受託事務であることを鑑み、当該業務に係る経費は国の責任において全額負担すること。また、詳細な仕様を速やかに示すこと。

8. 地方公共団体情報システム標準化に係る支援等について

- (1) 標準化システム移行に係る経費について、標準化対応に必要な経費と国補助金上限額に大きな乖離があるため、定期的な移行経費調査を行い、補助要望額に対する全額補助を確実に実施すること。また、標準化システム以外のシステムのガバメントクラウド移行に関連して発生するシステム開発費及び維持費の増加分について支援する制度を創設すること。
- (2) 情報システムの標準化にあたり、ベンダーのリソース不足解消と経費の高騰抑制に繋げるため、より十分な移行期間を確保すること。また、ベンダーに対し、適切な経費見積りを行うよう指導すること。
- (3) ガバメントクラウドの利用料等の運用経費については、国が経費削減に向けた実効性のある手法を示し、地方自治体の実態を把握したうえで、現行の運用経費よりも負担が増大することのないようにし、国の責任において確実に財政支援措置を講じること。また、やむを得ずベンダークラウドを選択した場合においても、今後のシステム構築や運用経費等、更には後年度のガバメントクラウドへの移行経費等について、ガバメントクラウドを選択した場合と比較して不利益が生じないように、必要な措置を講じること。
- (4) 特定移行支援システム保有団体が、現行システムの延長利用や移行までに生じる制度改正等への対応を行う際の経費に対する財政支援を行うこと。また、標準準拠システムへの移行は可能であるが、クラウドアーキテクチャの最適化が困難なシステムについては、特定移行支援システムとして取り扱うこと。
- (5) 令和7年度までに移行した団体と令和8年度以降に移行する団体との間に財政負担の不公平が生じないように、財政措置を講じること。
- (6) 抜本的な改善として現状の標準仕様に基づく個別システム導入ではなく、全国共通のシステムによる運用体制への早期転換を図ること。

9. 制度改正等による中間サーバファイルレイアウト変更に伴う支援について

税制等の制度改正や情報連携業務の拡張等により必要となる中間サーバファイルレイアウト変更に係る経費について、規模の大小に関わらず補助対象とすること。

10. デジタルデバイド対策に対する支援について

地域活性化や行政サービスの高度化・効率化を推進することを目的に、地域の実情に応じたきめ細かな独自のデジタルデバイド対策を実施する都市自治体の取組に対し

て、財政支援を拡充すること。

1 1. 携帯電話等エリア整備事業の拡充について

地域住民や観光客の利便性向上及び災害時の情報通信手段の確保を図るために、携帯電話等エリア整備事業の補助対象・補助率を拡充するとともに、基地局整備の促進について携帯電話事業者等に強く働きかけること。

1 2. 公金収納事務のe L T A X活用の早期実施と、個人県民税に係る徴収取扱費関係法令等の見直しについて

国は、遅くとも令和8年9月にはe L T A Xを活用した公金収納を開始する方針としているが、可能な限り早期に活用できるよう取組を進めること。

また、徴収取扱費は個人の道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に要する経費の実情を踏まえて定めるものであるため、関係法令等を早期に見直すこと。

1 3. 国庫補助負担金の交付時期の明確化について

国庫補助負担金の交付決定時期の変更や情報不足等により、補正予算措置した予算の年度間での組替えを余儀なくされる事態が生じているため、制度に関する情報を迅速に提供するとともに、交付決定時期や対応の変更については、特段の配慮の下、慎重に対応すること。

1 4. 統計調査に係る調査方法の検討及び調査員の確保について

各種統計調査の実施に当たり、調査環境の変化に伴う調査員調査の困難性の拡大、調査員の高齢化、確保難等を踏まえ、民間事業者の活用や調査員報酬費の引上げ、郵送やオンラインによる調査の実施など、調査方法の抜本的見直しや調査員確保対策の充実を図ること。

1 5. 衆議院（小選挙区選出）議員選挙の区割り見直しについて

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区は、公職選挙法により規定されているが、未だ市区町村によっては複数の選挙区に分かれており、選挙事務の非効率を招いているため、区割りを見直し、市区町村内においては単一の選挙区とすること。

1 6. 選挙事務の効率化について

期日前投票における宣誓書の廃止やI C Tを活用した電子投票の国政選挙への導入等、有権者の利便性向上や選挙事務の効率化を図ること。また、国政選挙への電子投票導入においては、必要な機器の導入経費等を執行経費の対象とすること。

1 7. カスタマーハラスメント対策の法整備について

カスタマーハラスメントは全ての都市自治体に共通する問題であることから、パワハラやセクハラ等、他のハラスメントと同様にその対策について国において実効性のある法整備を行うこと。

1 8. 不安や困難を抱える女性に対する支援事業への財政措置について

子育て、家族、生活困窮、仕事、D V被害等の問題のため、孤独・孤立で不安や困

難を抱える女性に寄り添い、必要な支援につなげる取組に対し、継続的な財政措置を講じること。

19. 多文化共生施策の推進について

外国人材が地域社会の構成員として公正に社会参画できるよう社会統合政策の推進に必要な法整備を行い、都市自治体が実施する施策に対して柔軟性の高い継続的かつ十分な財政支援を行うこと。特に、外国人受入環境整備交付金については、人件費を中心とした交付基準の見直しは行わずに現状の交付基準を維持し、十分な予算を確保すること。

20. 犯罪被害者等支援に係る地方公共団体における支援制度の構築及び財政支援措置並びに関係機関との情報共有制度の創設について

(1) 地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が犯罪被害者の多種多様なニーズに応えるために実施する犯罪被害者等支援事業に対し、十分な財政支援措置を講じること。

(2) 円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が関係機関と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設すること。

21. 第十二回特別弔慰金支給事務に要する経費の負担について

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係る市町村の人件費等の経費に対して、十分な財政措置を講じること。

22. 戦没者慰霊碑等の安全対策に係る支援の拡充について

老朽化した戦没者慰霊碑等の安全を確保するため、国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金の交付要件を全ての慰霊碑、全ての実施主体とし、補強補修や小規模化も補助対象とするなど支援を拡充すること。

23. 電気料金等の高騰に対する財政措置について

庁舎や公共施設等における電気料金等の増嵩による都市自治体の財政需要の増加に対し、地方財政計画へ適切に反映し、必要な財政措置を確実に講じること。

24. 脱炭素化推進事業債の事業期間の延長等について

脱炭素化推進事業債の事業期間は令和7年度までとされているが、都市自治体が無理のない計画で事業を実施するためには相応の期間が必要であることから、事業期間を延長すること。また、対象事業が地方単独事業とされているため、国庫補助事業も対象とすること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化について

(東 海)

多大な被害が想定される南海トラフ地震をはじめ、台風や頻発する局地的豪雨など様々な自然災害等から住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題であり、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地域の防災力強化に資する安定的・継続的な財源の確保について

- (1) 新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）について、交付対象となる避難所の環境改善等に資する資機材等を計画的に整備できるよう安定的・継続的に確保すること。
- (2) 災害時の避難生活に必要な物資等を確保するため、物資の備蓄に関して継続的な財政措置を講じること。

2. 防災・減災、国土強靱化対策の持続・更なる強化について

防災・減災、国土強靱化対策は、国全体で持続的に推進すべき重要課題であり、今後も継続的、安定的に推進する必要があることから、国土強靱化実施中期計画を早期に策定するとともに必要な予算・財源を通常予算とは別枠で安定的に確保すること。

3. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

- (1) 国土強靱化に向けた防災・減災対策等を更に推進すること。特に土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂地等の整備を重点的に進めるとともに、富士山火山砂防事業の促進や富士山が噴火した際の緊急時の減災対策を図ること。
- (2) 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤などの防護施設を早期に整備すること。

4. 河川改修事業等の推進について

- (1) 防災・減災対策を強力に推進するために、治水対策に係る計画事業量に見合う所要額の確保及び継続的に安定した財政支援を講じること。
- (2) 流域治水への取組として、小河川等の改修や内水ポンプ施設整備、各戸貯留等の流域貯留浸透事業を実施できるよう、社会資本整備総合交付金事業の採択要件の緩和や新たな財政支援制度を創設するなど、継続的かつ安定的に河川維持管理事業の推進を支援すること。

- (3) 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防整備など河川改修を重点的に推進するとともに、準用河川改修事業に対する十分な予算確保と補助対象要件の緩和を行うこと。また、準用河川では、河川カメラや水位計の設置が進んでおらず洪水時の状況把握や避難の状況判断が困難であることから、危機管理型の河川カメラ等の設置に必要な施設整備に対する支援を行うこと。
- (4) 総合的な治水対策を計画的・継続的に進めるため、ハード・ソフト両面からの浸水対策を強力に推進できるよう、十分な予算を確保すること。
- (5) 台風襲来時の高潮等による被害から、地域住民の安心・安全な暮らしを守るため、海岸浸食の防止に努め、海岸堤防の機能維持・確保を着実に図ること。
- (6) 一級河川鈴鹿川、鈴鹿川派川及び内部川の早期整備を図ること。
- (7) 一級河川雲出川中流部の整備については、流域関係者が協働して流域全体で被害を軽減させる流域治水としての対策を進めるに当たり、河川整備計画に基づき堤防整備をはじめ遊水地整備に伴う地役権設定などを進めること。
- (8) 一級河川雲出川に係る改修については、雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画に基づき支川の治水対策を進めるとともに、その効果がより発揮されるよう、本川の治水事業を強力に推進すること。

5. 緊急防災・減災事業債制度等の恒久化及び一層の強化について

都市自治体が厳しい財政状況の下で、防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を恒久化すること。また、対象事業の拡充とともに財政措置の一層の充実・強化を図ること。

6. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 高齢者世帯等の木造住宅耐震化を促進するため、満たすべき耐震基準の数値のみにとらわれず、地域の実情に応じた費用対効果の高い改修を支援できる新たな制度を創設すること。
- (2) 住宅火災による被害の軽減を図るため、都市自治体を実施する住宅用火災警報器の新規設置及び本体交換に対する補助などの取り組みに対して、新たな財政支援制度を創設すること。

7. 衛星インターネット機器及びI P無線の整備に係る財政支援について

能登半島地震で活用された衛星インターネット機器及びI P無線の導入に係る整備費及び維持費について、恒久的な財政支援を講じること。

8. 消防救急デジタル無線施設更新・維持に係る財政支援について

消防救急デジタル無線施設の更新・維持には高額な費用が必要となるため、継続的な財政支援を講じること。

9. 災害時の情報伝達手段に対する財政支援について

避難情報や全国瞬時警報システム（Jアラート）により配信される国民保護情報などの災害時の情報を住民へ確実に伝達するためにも、多様な情報伝達手段を整備、維持及び更新する経費に対して、新たな財政支援制度を創設すること。

10．東海北陸自動車道トンネル内における消防無線不感地帯の解消について

消防活動に支障が出ないように、消防本部と出場隊との無線交信に支障をきたしているトンネル内にアンテナを設置する等の改善整備を講じること。

11．森林法における都道府県知事の開発行為の許可に関する規定の強化について

森林法における「伐採及び伐採後の造林の届出等」が開発行為の規制を目的とした制度ではないことから、本制度を利用し許可を逃れる脱法的な開発行為が行われている。ついては、都道府県知事の開発行為の許可に関する規定を強化し、違法盛土や脱法的開発行為への対策を早急に検討すること。併せて、現行制度下における脱法行為防止に向けて、一層の啓発に努めるとともに、許可基準等の適正な運用を促すこと。

福祉・保健・医療施策の充実強化について

(東 海)

誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、国と都市自治体が適切な役割分担のもと、地域医療の確保や少子化対策をはじめとした福祉・保健・医療施策の一層の充実強化と切れ目ない支援施策が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国民健康保険制度について

- (1) 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国民健康保険の公費を更に拡充すること。また、国の責任において、他制度との公平性を図ったうえで、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現するとともに、制度の一本化が実現するまでの間は、財政支援の拡充により被保険者の負担軽減を図るなど、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講じること。
- (2) 地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。
- (3) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。
- (4) 子どもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援制度の施行に当たっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度を拡充するとともに、子ども・子育て世帯に対する施策推進に係る情報を早期に提供すること。

2. 少子化社会対策について

地域少子化対策重点推進交付金における結婚新生活支援事業は、少子化社会対策であることから、対象者が都市自治体の財政状況によることなく、等しく支援を受けることができるよう、事業を抜本的に見直すとともに、国が主体的に行う事業として位置付けること。

3. 保育士・幼稚園教諭等の確保について

- (1) 保育士等の保育人材の確保に向けて、保育士の更なる処遇改善を図り、賃金引上げに向けた公定価格における基本分単価の底上げを図ること。
- (2) 幼稚園における幼稚園教諭の負担を軽減し、安全・安心な保育の提供体制を整えるため、保育所等における「保育補助者雇上強化事業」と同様に、幼稚園事業者が保育

補助員を雇上するために必要な費用を支援する事業を創設すること。

- (3) 年度途中に増加する入所児童に対応する保育士等を、年度当初から配置する経費を支援する制度を創設すること。
- (4) 外国籍児童、障害のある児童、発達気になる児童、食物アレルギーがある児童や医療的ケアが必要な児童など特別な配慮を要する子どもの受入れや適切な支援に必要な人材確保について、十分な財政措置を講じること。

4. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園の預かり保育の需要の増加に対し、1号認定及び2号認定の公平性を確保するため、幼稚園の預かり保育に対する支給限度額の上限を引き上げること。
- (2) 幼児教育・保育の無償化について、自治体間の格差が生じることなく、誰もが安心して子供を産み育てる環境づくりの実現に向け、全年齢に対し完全無償化を実施すること。また、必要な財源については、国の責任において全国一律の措置を講じること。
- (3) 幼児教育・保育の無償化において、3歳以上の子どもの無償化開始期間が利用施設によって異なるため、無償化開始の年齢を統一すること。
- (4) 多子世帯の保育料について、世帯の所得や兄弟年齢に関係なく、第2子以降の保育料を無料とするよう制度を改正すること。

5. こども誰でも通園制度について

こども誰でも通園制度の実施について、都市自治体の実施施設が、適切な保育環境を整備し、安定的な事業運営が行うことができる給付費単価を設定し、速やかに公表すること。

6. 特定教育・保育施設の公定価格の見直しについて

特定教育・保育等の施設が効率的に運営できるよう、各種補助金を施設型給付費へ統合し、支給を一本化することや、加算項目を基本分単価へ集約するなど、事務処理の効率化・簡略化を図ること。

7. 就学前教育・保育施設整備に係る財政支援について

子どもの良好な環境づくりのため、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等の施設整備に係る就学前教育・保育施設整備交付金について、地域の要望に応えられるよう、既存補助率の嵩上げなどの制度整備及び建築資材価格や労務費単価の高騰など、実態に即した交付基準額とするとともに、財源を確実に確保し十分な財政措置を講じること。

8. 公立保育所等の施設改築・移転に対する財政支援について

公立保育所等の老朽化、土砂災害警戒区域等からの移転等に伴う施設の改築・移転に要する経費について、地方交付税措置によらず国庫補助による財政措置を講じること。

9. 育児休業期間中の放課後児童クラブの利用について

子育て世代の負担を軽減し、少子化対策を推進するために、「保護者が育児休業取得期間中の児童」についても、放課後児童クラブの利用対象とするよう制度改正すること。

10. 放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金における交付基準について

放課後児童健全育成事業に係る交付金は毎年度増額されているが、基本額の児童数における区分は、年間開所日数200～249日のクラブにおける1～19人と20人以上の区分しかなく、児童数が多いクラブでは十分な支援が得られず運営の負担が大きいことから、基本額における児童数の区分を増やし規模の大きいクラブに対する支援の充実を図ること。

11. 地域医療体制及び医師等確保対策の充実について

- (1) 地域医療体制を確保し、子育て世代が安心して出産や子育てができるよう、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成・確保について、奨励金制度を創設するなど、必要な対策を講じること。また、地方公立病院が地域の基幹病院としての機能を確保するため、必要な診療科の設置と人口に応じた医師の適正配置を制度化すること。
- (2) 安心できる地域医療体制が存続できるよう、地方の医師不足と専門医の高齢化への対応、診療科及び医師偏在の解消、医学部偏在の解消と定員の増、新規診療所開設への助成など、地域の医療格差を縮小する取組に対し、一層の支援を行うこと。
- (3) 新専門医制度において、地域枠によるへき地医療機関への派遣などにより、専門医の更新が困難な場合は、各領域学会への申請により更新延長が可能である点について、専門医に情報が十分に届くよう、周知を図ること。
- (4) 医師の働き方改革を推進するため、医師確保が困難な病院への実効性ある支援策を早期に提示するとともに、診療報酬において、義務的な医師の就業時間制限による減収を補い、病院運営に必要な診療収入が得られるよう、医師の時間外労働の上限規制の施行前に見合った診療報酬を設定すること。

12. 周産期・小児医療体制の確保について

- (1) 産科医療機関の少ない地域で分娩を取り扱う産科医、産科医療機関が継続的な医療提供を行えるよう必要な支援を講じること。
- (2) 医師の招へいや施設整備等に対する財政支援を継続的に行うこと。
- (3) 地域周産期母子医療センターを中心とする病院・診療所・助産所等からなる周産期医療ネットワークの機能拡充を図ること。

1 3．地域医療介護総合確保基金による財政支援制度の延長について

地域医療介護総合確保基金を活用した地域医療構想の推進に係る取組について、新型コロナウイルス感染症対応による地域医療構想の進捗への影響に配慮し、構想区域によって異なる医療需要のピークまで財政支援制度を延長すること。

1 4．公立病院等の経営安定化のための支援について

- (1) 地域住民の生命と健康を守る拠点である公立病院・公的病院等について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、新型コロナウイルス感染症に係る診療体制整備や物価・人件費高騰等を踏まえた適切な診療報酬改定、不採算部門への交付金、医療提供体制の維持に必要な支援など、十分な財政措置を講じること。
- (2) コロナ禍前の経営状況に戻っていない自治体病院における資金繰りを円滑にするため、創設される資金手当のための地方債を含む幅広い財政支援を講じること。
- (3) 地方交付税措置の算定における病床割の算定基礎額（1床あたりの金額）を増額するなど、自治体病院に対して社会経済情勢に即した必要な財政措置を充実すること。
- (4) 公的資金における病院事業債について、単年度財政負担の軽減を図るため、償還期間を有形固定資産の耐用年数と同等の年数となるよう延長すること。
- (5) 地方交付税で措置される病院事業債に係る建築単価について、昨今の急激な建築資材の上昇や労務単価の上昇等を踏まえ、実情に見合った建築単価に引き上げ、十分な財政措置を講じること。
- (6) 病院等における薬品等の材料費や医療機器等の購入に係る消費税負担は、社会保険診療報酬等に反映することとされているが、保険診療における費用負担は十分ではなく病院等の負担は増加しているため、消費税分を診療報酬にて100%補てん、若しくは、社会保険診療を非課税扱いから軽減税率による課税取引に改めるなど、医療に係る消費税制度の抜本的な見直しを図ること。

1 5．病院に対する緊急的な財政支援について

- (1) 物価の高騰と賃金の急激な上昇局面に反して2024年の診療報酬改定は0.8%と低く、病院の経営状況は非常に厳しいことから、地域医療を守るため緊急的な財政支援を講じること。
- (2) 社会保障予算について、社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する財政フレームを見直し、病院の診療報酬について、物価・賃金の上昇に適切に対応できる仕組みを導入すること。

1 6．予防接種事業について

- (1) 予防接種法に基づく定期接種に係る費用については、対象者からの実費徴収は難しく、地域間格差が生じないよう多くの市町村が接種費用の大部分を負担している現状に鑑み、対象疾患の拡充により更に財政負担が増加することへの対応として、予

防接種に係る必要な財源は地方交付税措置ではなく全額国庫負担とするなど、十分な財政措置を講じること。

- (2) 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成について、重症化リスクの高い者を対象とする接種機会が安定的に提供できるよう、ワクチン価格が低価格で安定するまでの間、引き続き国庫補助による財政支援等、十分な措置を講じること。
- (3) 先天性風しん症候群（ＣＲＳ）対策を推進するため、妊娠を希望する女性及び妊婦の家族等が実施する予防接種に対し、必要な財政支援を図ること。
- (4) 帯状疱疹は５０歳代以降で罹患率が高くなることから、帯状疱疹ワクチン定期予防接種に５０歳代の者も対象者として追加すること。
- (5) 予防接種健康被害救済制度の医療費・医療手当申請について、申請者及び都市自治体の事務負担軽減を図るため、健康被害の認定申請と医療費等の給付申請に係る事務を区分し、最初に健康被害の認定申請を行うこととし、その結果に基づいて医療費等の給付申請を行うように改めるなど申請方法を見直すこと。

17. 子ども医療費助成制度の創設について

都市自治体が単独事業として実施している子ども医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、都市自治体の財政状況によることなく等しく助成を受けることができるよう、国の責任において全国統一基準による制度を創設し、その財源についても必要な措置を講じること。

18. ５歳児健康診査について

効果的な健診を確実に実施するために、医療・保険・福祉・教育の関係機関が連携したフォローアップ体制整備、デジタル活用や専門職等の人材確保においても補助対象とするとともに、十分な財政措置を講じること。

19. 不妊治療に係る患者負担への支援の充実について

不妊治療における医療保険適用後においても、利用者の自己負担額に対する助成を継続するとともに、先進医療の保険適用について制度を拡充すること。

20. 介護情報基盤システムの整備について

介護情報基盤システムの導入時期については、都市自治体等の進捗状況なども踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要な財政支援等を行うこと。また、機器整備等において、小規模介護事業所と大規模介護事業所に格差が生じないように対策を行うこと。

21. 介護給付費財政調整交付金交付に係る介護保険システムの標準化について

介護給付費財政調整交付金の交付については、適正な算定及び保険者の事務負担の軽減を図るために、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえたうえで、介護保険システムの標準化を実施すること。

22. 介護保険制度の充実について

- (1) 更なる高齢化の進行と要介護認定者の増加が見込まれる中、それを支える介護現

場への支援として、介護職員の人材確保及び介護サービスの提供確保のため、他業種と比べて遜色のない賃金水準となるよう底上げを図るなど、更なる処遇改善等の措置を継続的に講じること。

- (2) 介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護支援専門員の確保や定着に向け、賃金等の処遇改善を行うとともに、国費による財政措置等の支援策を講じること。
- (3) 在宅介護者に対し、通院等乗降介助の介護サービスを安定して提供できるよう、事業所の指定基準の緩和に加え、介護報酬の改定を行うこと。
- (4) 令和6年の介護報酬改定により、訪問介護の基本報酬が引き下げられたことに伴い、事業所全体の収益が減少し、事業の縮小や事業所の閉鎖が発生しているため、訪問介護の基本報酬の見直しを行うこと。
- (5) 介護保険制度の改正に当たっては、軽度者（要介護1・2）の生活援助サービス等について、利用者や都市自治体の意向を尊重し、安易に総合事業へ移行しないこと。
- (6) 都市自治体が実施する早期の介護予防活動の地域支援事業において、介護予防支援施策が適切に実施できるよう、地域支援事業における国の上限額を撤廃し、国と県及び市町村の負担割合を確実に執行すること。
- (7) 介護保険制度が全ての国民が安心してサービスを受けることができる持続可能な社会保険制度となるよう、必要な財源を確保した上で、国庫負担割合の引上げや調整交付金の見直し等により保険料の増額を抑制する対策を講じること。

2 3. 障害者福祉の充実・支援の強化について

- (1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に事業が実施できるよう、また、都市自治体に超過負担が生じず安定的に障害福祉サービスを提供できるよう、補助率を上限の1／2に固定するとともに事業実績に見合う十分な財政支援を講じること。
- (2) 地域生活支援事業の必須事業のうちの移動支援事業と日常生活用具給付等事業について、従来の国庫補助の配分と別枠に位置付け、事業実績に見合う確実な財政支援を講じること。
- (3) 障害者雇用の推進と障害特性に応じた働き方に対応するため、障害者テレワークオフィスの開設及び運営に対する支援制度を創設すること。また、持続的運営に資する人材確保・育成の体制整備について、支援措置を講じること。
- (4) 障害者雇用率制度において、既存の障害者雇用に支障がないように、雇用率の見直しや雇用枠の棲み分けなどを検討することを前提に、障害者手帳を所持していない難病患者を対象障害者の範囲に含めること。
- (5) 歯科治療が困難な障害者を受け入れている病院・歯科診療所の更なる充実を図るため、障害者加算の引上げ等、障害者に係る診療報酬の増額を図ること。

2 4. 障がい者の地域生活支援拠点等の機能強化に向けた施設整備について

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の機能強化に向けた施設整備計画を着実に推進できるよう、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について、地域のニーズに対応した予算額を確保すること。

25. 働きづらさを抱えた人への就労支援について

ひきこもり状態にある人や障がいの疑いがある人など、フルタイムでの就労が難しい働きづらさを抱えた人の一般企業での短時間雇用を推進していくため、企業の短時間雇用に要する費用に対する補助金制度を創設すること。また、就労時間が週10時間未満の場合も障害者雇用率の算定対象に含めることにより、短時間雇用の促進を図ること。併せて長期的に継続して事業実施できるよう恒常的な財政支援を講じること。

26. 障害児保育に関する財政支援制度の拡充について

保育所等における障害児の積極的な受け入れを支援し、障害児の保育需要に応えられるよう、現行の公定価格上の療育支援加算額の引上げ又は受入人数に比例した加算額の拡充など、十分な財政支援制度を創設すること。

27. 避難行動要支援者の個別避難計画の作成について

ケアマネジャーや相談支援専門員の業務内容に、「個別避難計画の作成」を位置付け、計画作成や避難した際の費用等について、各事業の報酬に算定すること。

28. いじめ対策の充実について

こども家庭庁の「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業」について、実証期間が終了する令和8年度以降も都市自治体の取組が継続できるよう財政支援を講じること。

29. 加齢性難聴者への支援について

加齢に伴う難聴は認知症発症リスク要因に挙げられ、補聴器の使用により認知症改善の可能性が報告されるなど、加齢性難聴者の日常生活の質の向上と社会参加の阻害防止を図るため、加齢性難聴に関する実態調査を行うこと。また、各自治体による補聴器購入費用に対する助成制度の場合、助成基準や金額にばらつきが生じ、自治体間格差を助長することが懸念されることから、身体障害者に対する補装具支給制度と同様に、国において加齢性を含む軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入支援制度を創設すること。

30. 生活保護制度の見直しについて

- (1) 生活保護制度は国が責任を負うべき全国一律の制度であり、最後のセーフティネットとして適切に運用していくため、生活保護費は全額国庫負担とすること。また、制度改正に伴うシステム改修経費を含めた関連経費も全額国庫負担とすること。
- (2) 近年の猛暑により、夏季での冷房器具使用による光熱費の支出増加が避けられないことから、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、実情に合わせた夏季加算を早急に創設すること。

3 1．持続可能な公的年金制度の構築について

受給者世代から現役世代まで、誰もが生涯安心して暮らせる給付水準と持続性を備えた、公的年金制度を構築すること。

3 2．マイナ保険証を活用した救急業務について

マイナ保険証の医療情報を救急搬送時に活用する際に、救急活動及び医療機関搬入後の医療提供の迅速化・円滑化のため、閲覧できる情報に傷病者本人の受診歴・診療情報等に加え、傷病者の緊急連絡先を追加すること。

3 3．民生委員・児童委員への支援体制の充実について

民生委員・児童委員の担い手確保を図るため、活動費の増額をはじめとした処遇改善、活動マニュアル策定や活動記録の簡素化・デジタル化等による負担軽減、年齢制限に関する原則の撤廃や募集等に関するガイドラインの策定等による推薦・委嘱手続きの改善、住民への役割周知や先進的な取組の共有・モデル化等によるPRの強化、活動支援のための方策構築など、総合的な支援体制の充実に向けた法律の見直し等を行うこと。

3 4．持続可能な保護司制度の確立について

保護司は非常勤の国家公務員であるが無報酬のボランティアであり、その活動費のみが支給されている。近年の地域社会における人間関係の希薄化など、社会環境の変化により活動に伴う不安や負担が大きく、担い手確保が難しくなっていることから、職務の在り方、待遇、活動環境、安全確保等、保護司制度の抜本的な改善を行うこと。

都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化 について

(東 海)

住民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境づくりと、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤及び生活環境整備の充実強化が求められている。

また、地域の発展、雇用の創出のために産業振興施策の推進が必要である。

加えて、2050年カーボンニュートラルの実現へ向けて、脱炭素化を社会全体で実現していくための施策の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 社会基盤整備への支援について

- (1) 大規模自然災害に対する事前防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、少子高齢化による人口減少対策など、都市自治体が抱える課題への対応とともに、市民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境整備と活発な社会経済活動を支える都市基盤整備が計画的かつ着実に進捗するよう、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等の必要な予算について、社会経済状況や地域の実情に即した適切な財政措置を継続すること。また、都市自治体にとってさらに活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。
- (2) 社会資本整備総合交付金事業及び道路局所管補助事業において、土地の取得に必要な不動産鑑定評価や分筆登記に要する費用を補助対象とするよう制度を拡充すること。

2. 道路橋梁事業の促進について

- (1) 橋梁、トンネル、道路付属物等の道路メンテナンス事業を確実かつ安定的に推進できるよう制度の充実を図るとともに、継続的かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 生活に密着した道路等の整備に加え、大規模災害の発生に備えた避難路を含む道路網の整備、橋梁の耐震化、長寿命化による安全性・信頼性確保を図るため、安定的かつ確実な財政支援を図ること。
- (3) 道路橋梁整備の事業促進を図るため、社会資本整備総合交付金事業の重点配分計画に該当しない整備計画についても必要な予算措置を講じ、十分活用できるよう確保すること。

- (4) 厳しい財政状況の下、都市自治体が道路施設の改修を計画的に進めるには長期間を要することとなるため、着実に事業を推進できるよう緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債制度の期間を延長するとともに対象事業の拡充並びに当該地方債資金の確保を図ること。
- (5) 地域の発展と緊急輸送路の機能強化や救急医療活動の支援など安全・安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図るとともに、重要なアクセス道路である一般県道河津下田線の整備に対し支援を行うこと。
- (6) 物流路線、災害時の緊急輸送路、地域連携の機能を持つ浜松湖西豊橋道路について早期整備促進を図ること。
- (7) 国道150号バイパス（南遠・榛南幹線）の未整備区間を早期に整備すること。
- (8) 地域高規格道路金谷御前崎連絡道路（国道473号バイパス）の未整備区間を早期に整備すること。
- (9) 富士山静岡空港へのアクセス道路となる主要地方道吉田大東線南原工区の全線開通に向け早期整備を図ること。
- (10) 産業経済の大動脈として重要な路線である国道21号の完全6車線化と岐阜南部横断ハイウェイの早期整備を図ること。
- (11) 東海環状自動車道について、養老IC～いなべIC間の養老トンネル工事では、湧水により工事が難航しているが、安全に十分配慮しつつ、新技術活用などにより工期短縮を図り、一日も早い開通を図るよう、さらに事業を加速させること。また、道路整備・管理の安定的・継続的推進を図るため、東海環状自動車道及び周辺道路ネットワークの整備並びに橋梁・トンネル・舗装等の予防保全を含む老朽化対策等が計画的に進むよう、資材価格高騰や賃金水準上昇に対応する中でも道路関係予算は、所要額を満額確保すること。
- (12) 国道23号鈴鹿四日市道路の整備推進及び高規格道路鈴鹿亀山道路と新名神高速道路の6車線化の整備推進に向けた支援、並びに防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策期間内及び対策期間終了後の継続的かつ安定的な予算・財源の確保とともに計画的な事業推進を図るための弾力的な措置を行うこと。
- (13) 国道1号関バイパスについて、事業決定されている延長2.5km区間の工事の早期着手及び残りの4.6km区間について工事の早期着手及び全線事業化の実現を図ること。また、国道1号関バイパスとの結節点となる名阪国道の亀山IC上りオン・オフランプにおける交通安全対策として、ランプの構造を改善すること。
- (14) 伊勢・鳥羽・志摩を結ぶ伊勢志摩連絡道路のうち、鳥羽市を經由し志摩市へ至る国道167号の未整備区間について、平時には産業・観光・医療サービスの暮らしを支える道路として、また災害発生時には地域の命の道として避難・救急救命・復旧等に係る重要路線として活用するため、事業促進及び早期完成を図ること。

- (15) 大規模災害時の命の道であり、広域観光、産業振興、救急医療体制の整備促進を図るため、紀伊半島一周高速道路（近畿自動車道紀勢線）の整備促進及び暫定２車線の４車線化並びに紀伊半島アンカールート（国道１６９号奈良中部熊野道路）の早期整備を図ること。

3. 港湾整備事業等について

- (1) 御前崎港西埠頭地頭方地区における多目的国際ターミナルの機能向上やクルーズ船の誘致のため、第２バースの早期整備を図ること。
- (2) 国際競争力強化のため、衣浦港におけるアンモニアサプライチェーン構築に向け、外港地区への耐震強化岸壁及びこれに繋がる臨港道路を早期整備すること。また、重要物流道路である国道２４７号の４車線化事業の早期整備に向けた支援をすること。

4. 上下水道施設一体での耐震化に対する財政支援の拡充について

上下水道施設一体での耐震化を推進するため、所要の国庫補助予算額を確保するとともに、制度を拡充すること。あわせて地方財政措置の拡充を行うこと。

5. 水道事業への支援等について

- (1) 国土強靱化を一層推進するとともに、社会の基幹的インフラである水道施設の耐震化等を加速するため、水道総合地震対策事業及び水道管路耐震化等推進事業に係る社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）について、制度の継続、十分な予算の確保、交付対象の拡大、採択基準の緩和及び交付率の引上げを行うこと。
- また、水道基幹施設耐震化事業についても補助率の引上げを行うこと。

- (2) 水道水源開発等施設整備費国庫補助金においては、より多くの水道事業者が活用できるよう、浸水災害対策に必要な施設を整備する際の補助採択基準のうちの資本単価要件を緩和すること。

- (3) 「基幹水道構造物の耐震化事業に係る基準事業費」により定められている配水池耐震化に伴う防災・安全交付金の上限額が十分な財政措置ではないことから、耐震化促進に向け基準事業費の見直しを行うこと。

6. 旧簡易水道事業に対する地方財政措置について

統合上水道の旧簡易水道施設整備に対する繰出基準について、事業統合後に実施する建設改良における全ての国庫補助事業を対象とするよう拡充し、地方交付税による財政措置を講じること。

7. 下水道事業への支援について

- (1) 社会の基幹的インフラである下水道施設の長寿命化、浸水・耐震化対策、老朽化対策、更新などを計画的かつ持続的に遂行し、住民が安全・安心に暮らし続けられるようにするため、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等の十分な予算を確保し適切に配分するなど支援の拡充を行うこと。
- (2) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金における主要管渠の補助対象範

囲に係る弾力条項要件を緩和するとともに、効果促進事業における末端管渠整備を再度制度化すること。また、工事費等が高騰していることに伴い事業の遅滞が発生している状況に鑑み、交付期間を延長するなど、柔軟に対応すること。

- (3) 社会資本整備総合交付金における下水道未普及対策事業に位置付けられる事業については、補助率の引上げにより財政支援を拡充すること。
- (4) 下水道事業における雨水対策として、雨水排水路、調整池、ポンプ場等の整備を推進するため、社会資本整備総合交付金事業の予算を十分に確保すること。
- (5) 災害時において下水道処理機能の維持を図るには、下水道施設を順次耐水化していく必要があるが、長期間を要するため、防災・安全交付金における重点配分の対象として継続し十分な予算を確保すること。

8. 公園事業への支援について

- (1) 社会資本整備総合交付金の補助対象である都市公園における公園施設のバリアフリー化事業については令和7年度までとされているが、誰もが安全・安心に利用することができる施設の提供と利用者の利便性向上のため、適用期間を延長すること。
- (2) 社会資本整備総合交付金（公園施設長寿命化対策支援事業）について、長期のライフサイクルコスト削減やカーボンニュートラル達成に寄与する必要不可欠な改修について、採択要件を緩和すること。

9. 河川整備事業の支援及び推進について

- (1) 都市自治体が管理する普通河川改修に、社会資本整備総合交付金が活用できるよう制度を拡充すること。また、改修を計画的に進めるには長期間を要するため、令和7年度まで期間延長された緊急自然災害防止対策事業債制度を更に延長すること。
- (2) 木曽川水系河川整備計画に基づく護岸等整備を推進するとともに、洪水対策に有効な新丸山ダムの早期完成を図ること。

10. 公共施設等適正管理推進事業債について

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の維持及び更新を計画的かつ着実に推進するため、令和8年度まで起債が認められている公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び対象事業の拡大を図ること。また、公共用施設だけでなく、庁舎などの公用施設も長寿命化対象事業等の対象とすること。
- (2) 災害対応拠点としての庁舎の重要性が増す中、建替えには住民の合意形成に相当期間を要するため、市町村役場機能緊急保全事業を対象事業に復活するとともに、耐震化未実施等の対象要件を緩和すること。

11. 新しい地方経済・生活環境創生推進交付金の拡充について

新しい地方経済・生活環境創生推進交付金（第2世代交付金）については、地域の実情に即した適切な財政措置を継続するとともに、都市自治体にとってさらに活用しやすい制度となるよう拡充を図ること。

1 2. 防災・省エネまちづくり緊急促進事業制度の継続及び拡充について

都市自治体が市街地再開発事業等を円滑に進められるよう、防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金を継続し拡充を図ること。

1 3. 改良住宅の譲渡に伴う財政支援制度の創設について

入居者の自立支援推進を図るため、改良住宅の譲渡に伴う耐震診断、測量登記費用及び土地・建物不動産鑑定評価費用等に対する財政支援制度を創設すること。

1 4. 住宅市街地総合整備事業制度について

- (1) 住宅市街地総合整備事業制度要綱における空き家対策総合支援事業に対する補助を除却のみ実施する場合でも対象とすること。また、活用を条件とする場合でも、その期間を10年から5年に短縮すること。
- (2) 空き家対策総合支援事業について、空き家対策を円滑に進めるため令和8年度以降も継続すること。

1 5. リニア中央新幹線事業に係る支援について

- (1) リニア中央新幹線の東京・名古屋間の1日も早い開業を実現するため、様々な支援を継続して実施すること。また、2037年の全線開業に向けた円滑な事業推進と早期の駅位置決定・公表に向けて働きかけること。
- (2) リニア中央新幹線の波及効果を高めるために必要となる様々な機能整備に対し、国家プロジェクトとしての位置付けに応じた継続的な財政支援を講じること。

1 6. 富士山静岡空港新幹線新駅設置について

首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結は国家的プロジェクトに値する重要課題であり、富士山静岡空港新幹線新駅の設置が早期に実現するよう、関係者に対し強く働きかけること。

1 7. 地方鉄道に対する支援について

- (1) 地域振興に寄与するとともに、交通弱者や地域住民の生活路線として必要な地方鉄道を存続させるため、地域公共交通再構築事業に対して十分な予算措置を講じるとともに、補助対象事業の拡大及び補助率の引上げを図ること。また、地方鉄道の運行維持に経常的に必要な経費に対しても支援制度を創設すること。
- (2) 安全・安心な運行を確保するため、都市自治体が一体となって支えている第三セクター等鉄道には、経常損失に対しても財政支援を講じること。また、バリアフリー化などの設備整備に対する財政支援の拡充を図ること。
- (3) 燃料費や物価高騰により増加する運行維持経費等に対する支援制度の継続及び拡大を図ること。
- (4) 鉄道事業再構築実施計画に係る鉄道事業において、車両の定期検査に係る経費を含む鉄道施設維持修繕経費への財源支援を拡充すること。また、車両購入に係る経費について、社会資本整備総合交付金制度における全体事業費の2割程度とする効果

促進事業ではなく、基幹事業に位置付け、十分な財政支援を講じること。

18. 地域公共交通に対する支援について

- (1) 公共交通機関の確保・維持のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の財源を確保するとともに、補助要件の緩和や交付上限額の引上げなど弾力的な対応とすること。また、運転士不足が深刻化していることから、運転士確保に資する待遇改善施策を構築すること。加えて、地方が実施する運転士確保に向けた施策に対する新たな財政支援制度を創設すること。
- (2) 市単独補助となっている同一市内を運行する路線について、新たな補助制度を創設すること。
- (3) 高齢者等交通弱者の移動手段を確保する運賃軽減措置やデマンドタクシー運行など、地域の実情に応じた公共交通政策を行う都市自治体に対し、新たな補助制度の創設や既存補助制度における基準額の引上げなどにより財政支援制度を拡充すること。

19. 農林業等の振興施策の充実強化について

- (1) 日本型直接支払制度における中山間地域等直接支払交付金については、制度の充実を図り、十分な予算措置を講じること。
- (2) 日本農業の持続可能性を確保するための重要な柱である経営所得安定対策等交付金制度に係る事務費（経営所得安定対策等推進事業費）について、十分な予算措置を講じること。
- (3) わさびの遺伝資源の適切な保存体制確立、固有種の権利を保護するための支援及び種苗の安定供給体制構築等、世界農業遺産認定地域における産業等の保全・継承に向けた支援に努めること。あわせて、災害に強い栽培方式の検討及び支援に当たっては、伝統工法を踏まえた方式となるよう努めること。
- (4) 農業者の事務負担ができる限り発生しない農業用資材価格の高騰に対する新たな支援制度を創設すること。
- (5) 燃料や生産資材等の価格高騰が続く中、畜産酪農は生産調整や生乳価格等への価格転嫁が困難な業態であるため、安全安心な農畜産物の生産及び安定した供給が行われるよう、配合飼料価格安定制度の一層の充実・強化と粗飼料等に対する支援制度を創設すること。

20. 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外に係る要件の緩和について

農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域からの除外の規制に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう法律を改正すること。

21. 有害鳥獣被害対策に係る支援について

有害鳥獣による農林業への被害が全国的に依然として高水準で推移しており、作物

への被害や人里周辺への出没により地域住民への危険度が増していることから、地域住民の安全確保と農作物被害などを軽減するため、狩猟者支援及び有害鳥獣捕獲に対する報奨金制度を充実するとともに、鳥獣被害防止総合対策の継続・拡充及び地域のニーズに対応できるよう十分な予算確保を図ること。

2 2．森林整備事業の予算確保について

安全・安心な暮らしを確保するため、治山整備や路網整備等の森林整備事業が安定的・計画的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

2 3．地籍調査事業の予算確保について

山林の機能強化や災害時の復旧等に有効な地籍調査事業を安定的・計画的に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

2 4．中小企業等への支援について

- (1) 基礎自治体が地域産業支援機関及び地域金融機関等と連携し、中小企業等の経営課題を解決し、地域経済の活性化に繋げるために実施する相談支援業務に対し、適切な補助制度を創設すること。
- (2) エネルギー価格等の高騰の長期化により多大な影響を受けている中小企業等の実情を踏まえ、負担軽減に直接寄与する的確な支援策を継続して講じること。
- (3) 燃料・物価高騰が続く上に、燃料油価格激変緩和事業補助金終了に伴う経費増が見込まれることから、中小企業等に対し、負担軽減や事業継続のための経済対策を講じること。

2 5．観光関連事業者の人材不足解消について

- (1) 観光関連事業の生産性向上に寄与するため、従業員宿舍の整備について支援制度を創設すること。
- (2) 外国語・文化芸術等の教育を充実することにより、即戦力となり、かつ高い収入を得られる人材を育成するため、サービス業に対応した高等専門学校等の教育機関を設置すること。
- (3) 積極的に外国人人材を誘致すること。

2 6．亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

- (1) 民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の位置・範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。
- (2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見から積極的に参画すること。

2 7．脱炭素社会の実現に向けた支援について

令和7年度までとなっている地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方

公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業としての脱炭素化推進事業について、事業期間を延長するとともに、脱炭素化推進事業を円滑に進める上で必要な財源である脱炭素化推進事業債の期間延長を行うこと。また、各種補助金事業及び支援事業の拡充を図ること。

28. 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等について

- (1) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の義務付けや防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法令等の整備を行うこと。

また、林地開発許可を含む各許認可について、太陽光発電設備等の強度に関し、豪雨等の自然災害に耐え得るものとなるよう基準を示すこと。

- (2) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう、適正処理に関する制度、発電事業の終了時に適正に対応するための仕組みなどを早急に構築し、実施すること。また、事故等が発生した場合の責任の所在が明確となるよう、過度な転売を抑制するなど、法整備を行うこと。

29. 有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）対策の推進について

有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）について、関係省庁で連携を図り、人体に及ぼす影響や環境中の挙動・残留性についての調査研究を加速し、健康リスク評価を早急に確定したうえで、その各種対策技術の基準を制定すること。また、新たな有害物質の対応に係る補助制度の拡充を図るなどの財政措置を講じること。

30. 不法投棄防止対策について

違法な建設発生土の大量搬入や盛土造成と称した不法投棄の防止対策として、「廃棄物混じりの土砂」と「建設発生土」の処分方法について取扱基準を明確化すること。

31. 東日本大震災の災害廃棄物の処理支援について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入れに伴う最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度の測定については、本来国の責務であるため、引き続き必要な財源措置を講じること。

32. ヤードにおける雑品スクラップ等の取扱に関する法整備について

雑品スクラップ等の再生資源物は有価物として取り引きされるため廃棄物には該当せず、その保管等について直接規制する法令等が無く、一部の自治体において規制する条例により対応している。その結果、規制条例が制定されていない自治体においてヤードが設置されるなど、課題が広域化していることから、早期に国内における統一した基準による規制法令を整備すること。

33. 合併浄化槽に係る支援制度について

環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置要件を緩和するとともに、合

併浄化槽の更新に対しても補助対象とするなど制度を拡充すること。

3 4. ごみ処理施設の解体事業に係る交付金交付要件の緩和について

解体する焼却施設は、全て交付金の対象とするよう交付要件を緩和すること。

3 5. 不良な生活環境（ごみ屋敷）対策について

住居及びその敷地において物が堆積又は放置されることで、悪臭が発生するなどの周辺の生活環境が損なわれる不良な生活環境（ごみ屋敷）の発生の防止及び解消のための法整備を行うこと。法令では、対策に当たって原因者への支援を基本原則とすることを明示したうえで、報告徴収、立入検査及び他機関への情報提供依頼並びに改善措置に関する指導、勧告及び命令を可能とする規定を設けること。

また、不良な生活環境を発生させた者が、経済的理由から堆積又は放置された物を片付けられない案件もあるため、これらの物を処理するための財政措置を講じること。

3 6. 地域の安全・安心の確保について

自治会等が自らの地域の安全・安心を確保するため、国の設計制度に基づいた、防犯カメラを設置する団体に対する統一的な助成制度を創設すること。

3 7. 特殊詐欺被害防止に係る固定電話対策について

固定電話を設置している全ての個人宅において、「発信者の電話番号を表示する機能」や、「発信者が電話番号を非表示で掛けた場合、発信者に対して電話番号を表示して掛けなおすよう音声案内する機能」を無償で利用することができるよう、電気通信事業者への支援制度を創設すること。また、電気通信事業者に対し、電話着信時に発信者の電話番号が常に表示される体制を構築するよう働きかけるとともに支援を行うこと。

3 8. 火葬場整備事業に対する財政支援制度の創設について

高齢化に伴う火葬需要の増加に対応するため、都市自治体が行う火葬場の新設及び既存施設の整備・拡充に対する財政支援制度として火葬場整備事業費補助金制度を早期に創設すること。

教育・文化施策の充実強化について

(東 海)

少子化等の進行により教育行政を取り巻く環境は大きく変わってきており、これに対応して豊かで潤いのある社会を形成するとともに、次代を担う子どもたちの健全な成長を促していくためには、教育及び文化・スポーツ振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について

教員の働き方改革を促進するため、基礎定数の更なる改善を図り、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。また、業務が集中し負担が増大しやすい教頭、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の少数職種の定数を改善するよう配置基準に係る関係法令を改正すること。更に養護教諭の複数配置の拡充を図るため、標準定数の算定方法を見直すこと。

2. 児童生徒への教育支援の充実について

- (1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、1学級8人の学級編制標準を段階的に6人程度に引き下げること。併せて、学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じること。
- (2) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加に対し、教員、養護教諭、学校看護師、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、人的及び財政的支援の充実を図ること。
- (3) 外国人児童生徒の増加傾向に鑑み、特別な配慮を要する児童生徒に対応するため、日本語指導、通訳業務及び学習支援の人的配置及び予算措置の充実を図ること。
- (4) 小・中学校への就学・編入学のための外国人児童生徒や日本国籍の外国育ちの児童生徒を対象にした初期指導教室設置運営に対する補助を充実・継続すること。
- (5) 医療的ケアが日常的に必要な児童に対する支援体制を整えるため、医療的ケアを行う看護師等の配置に対し、都市自治体の実情に応じた十分な財政措置を講じること。

3. 放課後児童健全育成事業への財政的支援の拡充について

放課後児童健全育成事業については、子ども・子育て支援事業交付金により財政的

な支援を受けているが、児童数19名以下の小規模な事業所においては、現状の基準額では安全・安心な運営が困難なため、基準額の増額等、財政的支援を講じること。

4. 学校栄養職員及び栄養教諭の配置基準の見直しについて

学校給食では、食育の推進やアレルギー疾患のある児童生徒に対する除去食の提供及び献立作成の助言等、専門知識に基づいた対応が不可欠であり、栄養教諭や学校栄養職員が担うべき職務は質・量ともに増大しているため、配置基準を見直すこと。また、単独実施校との配置数の整合性が図られるよう共同調理場の栄養教諭に係る標準定数の算定方法を見直すこと。

5. GIGAスクール構想に関する支援について

- (1) 1人1台端末の追加や更新について、地方負担のないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。また、GIGAスクール運営支援センターに係る経費についても、国の責任において継続的かつ十分な財政支援を講じること。更には、端末や周辺機器等の保守及び更新、学習系ネットワーク、校務系ネットワーク及びLTE回線の通信費、各種維持管理費について、継続的な財政支援制度を創設すること。
- (2) 学習者用デジタル教科書の無償給与及び指導者用デジタル教科書購入への財政支援を講じること。
- (3) 教員等が使用する校務系端末の整備に係る経費について、児童生徒の「1人1台端末」と同様に新たな財政支援制度を創設すること。
- (4) 1人1台端末の維持管理について、令和6年度までとなっているヘルプデスクやサポート対応等に係る財政支援の継続とともに、学習アプリケーション・デジタルドリル・フィルタリングソフト等の利用料、LTE通信等の通信回線利用料等の運用に係る経費について財政支援を拡充すること。
- (5) GIGAスクール構想により整備したタブレット端末等を活用した授業の推進を図るため、教職員のICT機器の活用スキルを高め、ICT環境の整備を支援するICT支援員の配置に係る財政措置を拡充すること。
- (6) GIGAスクール構想に係る財政支援は、地方交付税への算入ではなく、事業に対する費用が明確な国庫補助により講じること。

6. 学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

- (1) 義務教育諸学校の施設整備や各種環境改善に係る公立学校施設整備負担金及び学校施設環境改善交付金について、都市自治体が活用しやすい制度となるよう補助要件を緩和し、補助率や補助単価を恒久的に引き上げ、補助対象事業費下限額を見直すとともに、当初予算での財源を確保すること。
- (2) 学校施設環境改善交付金について、配分基礎額が実際の工事費と比較して低い額となることが常態化しているため、算定基礎となる単価及び面積について、物価高騰

や法改正への対応等、実態に合わせた見直しを行い、交付額を引き上げること。また、水道やガス管等のライフラインのみの更新についても交付金制度を活用できるよう見直すこと。

- (3) 学校給食に係る施設整備について、一部改修や機器等の老朽化に伴う大規模な更新についても補助対象とすること。
- (4) 津波浸水想定区域外へ施設を移転する場合、用地取得費や土地造成費に係る財政支援制度の新設や学校施設建設費の補助率の引上げなど、更に有利な財政措置を行うこと。
- (5) 災害時には避難所として活用される公立学校施設の屋内運動場等への空調設備設置や断熱性確保のための工事費に対する空調設備整備臨時特例交付金について、実情に即した基準単価及び交付金の算定範囲における上限額の引上げ並びに空調設備に係る電気及びガス料金等の運用コストについて、財政措置の一層の充実・強化を図ること。
- (6) 公立学校施設整備工事が授業に影響を及ぼさない夏休みに実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択すること。

7. 学校図書館機能の十分な発揮に向けた取組について

学校図書館機能が十分に発揮され、子どもの教育に寄与することができるよう、司書教諭について全校配置とするとともに司書業務に専念できる時間確保の取組を推進すること。また、学校司書を義務教育費国庫負担金制度の枠組みに組み込み、全校配置とするとともにその資格要件として、司書資格あるいは学校司書資格を新設することにより対応すること。

8. 幼稚園教諭宿舍借上げ支援について

幼稚園における教諭確保対策として、保育所等における「保育士宿舍借り上げ支援事業」と同様に、幼稚園事業者が幼稚園教諭用の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援する事業を創設すること。

9. 特別な支援が必要な公立の幼稚園児に対する教育支援体制の充実について

障害児や外国籍を有する園児など、特別な支援が必要な幼稚園児に対応するニーズは高まっており、これらの特別な支援を必要とする公立の幼稚園児に係る職員等の加配について、十分な財政支援を講じること。

10. こども園等における外国人園児及び保護者に対する支援の拡充について

外国人園児及びその保護者については、言語や生活習慣の違いにより、個別対応が必要なケースが多いことから、個別対応のために保育士等を配置した場合の財政支援制度の拡充を図ること。

11. 学校給食に係る支援について

- (1) 学校給食の無償化に当たっては、都市自治体の財政力にかかわらず必要となる費

用を全額国費で措置するとともに、栄養や地域特性を活かした学校給食の質を損なうことのない仕組みとするよう慎重な検討を行うこと。

- (2) 学校給食の円滑な給食の提供を行うため、食材調達価格高騰に対し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等による支援を継続するなど、十分な財政措置を講じること。

1 2. スクールバスに係る支援について

学校再編により遠距離通学を余儀なくされる児童生徒の安全・安心な通学手段を確保するため、へき地児童生徒援助費等補助金制度における遠距離通学の距離基準を緩和し補助対象期間を延長するとともに、スクールバスの購入経費や運行経費について恒久的な財政支援措置を講じること。また、近年の猛暑に伴い登下校時における熱中症対策として、スクールバスを運行した場合の財政支援制度を創設すること。

1 3. いじめ防止対策等について

- (1) いじめの未然防止及び早期対応等にはスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が即応できる体制が欠かせず、加えて、児童生徒・保護者とのカウンセリングを実施するだけでなく、教職員との情報連携が非常に重要であるため、配置人数の増員及び配置時間の拡充に対する財政措置を講じること。また、いじめ問題等の防止に向けた取組においては、第三者的立場である外部専門家を活用した取組を再度補助対象とするとともに、啓発活動に係る費用を補助対象とすること。
- (2) ネットパトロール及び情報モラル講座等、ネットトラブルを未然に防止するための活動にかかる財政支援制度を創設すること。

1 4. 不登校児童生徒に対する支援について

不登校児童生徒の増加が生徒指導上の喫緊の課題となっており、対策の一層の充実を図るため、教職員等の配置拡充による体制強化や、学校に代わる居場所の運営者及び利用者への財政支援等を講じること。

1 5. 部活動の地域移行に係る財政支援について

- (1) 部活動の地域移行を推進するため、地域移行に要する費用について実証事業終了後も継続的な財政措置を講じるとともに、地域人材の確保、部活動指導員の養成・配置や指導の充実を図る運営体制の整備などに係る費用について、都市自治体の実情を踏まえたうえで財政支援を拡充すること。また、生活困窮家庭の生徒への支援も含め、民間クラブに生徒が参加する場合の会費等に対する新たな財政支援制度を創設すること。
- (2) 地域クラブ活動への展開に向けた実証事業による財政支援を含め、国費による継続的な財政支援を行うこと。また、地域間格差による子どもの不利益にならないよう、国としても地域展開で目指す姿を明示するとともに、部活動の地域展開を踏まえたスポーツ・文化芸術活動の振興や競技力向上の方向性を示すこと。

16. 文化財への支援について

- (1) 民間所有の登録有形文化財は維持管理や修理に対する補助制度が無いため、維持修繕の資金が捻出できず、登録を解除せざるを得ない状況が発生していることから、登録有形文化財の民間所有者に対する国庫補助制度を創設すること。
- (2) 民間所有の国指定重要文化財建造物の修理費等、ハード事業には補助制度があるものの、日常の警備等に係る維持管理費用には補助制度がないため、国指定重要文化財建造物の散逸を防ぐ観点から、民間所有者に対する維持管理費用への国庫補助制度を創設すること。
- (3) 国指定文化財の整備を計画どおり進めるため、申請額に対し減額することがないよう十分な予算を確保すること。
- (4) 埋蔵文化財等の歴史的資料を適切に収集・保存し、後世に伝承していくため、国において収集や処分に係る統一的な指針を策定すること。